

つがる市木造住宅耐震改修支援事業要綱

(目的)

第1条 この告示は、住宅の地震に対する安全性に関する知識の普及及び向上を図るとともに、木造住宅の耐震改修を促進し、もって災害に強いまちづくりに資するため、木造住宅の耐震診断の結果を受けて耐震改修工事又は除却工事を実施する者に対して、予算の範囲内において、木造住宅耐震改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、つがる市補助金等の交付に関する規則（平成17年つがる市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修 耐震診断により上部構造評点が1.0未満と診断された住宅を、同評点が1.0以上とし、2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シートマニュアルに掲載されている耐震補強法に基づき、地震に対して安全な構造とするため行う補強等のことをいう。
- (3) 耐震技術者 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者をいう。
- (4) 耐震改修計画 耐震改修の計画であって、耐震技術者の設計に係るものをいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づき行われる補強を行う工事及び補強工事に伴い影響する範囲の改修工事であって、耐震技術者の設計及び工事監理に係るものをいう。
- (6) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。
- (7) 設計図書 建築士法第2条第6項に規定する設計図書をいう。
- (8) 除却工事 木造住宅を除却する工事をいう。
- (9) 所有者 市内に存する木造住宅を所有する者をいう。
- (10) 居住者 本市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている、かつ、市内に存する木造住宅に現に居住している者であって、当該住宅の所有者の二親等以内の親族であるものをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市

内に存し、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工され、かつ、同年6月以降に増改築されていない住宅であること。
 - (2) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
 - (3) 居住者の居住の用に供されている一戸建て専用住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用に供する部分の床面積が50㎡以下であるものに限る。）であって、地上階数が2以下のものであること。
 - (4) 耐震診断により、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 耐震診断により上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と判定された住宅
 - イ 誰でもできるわが家の耐震診断（国土交通省監修、財団法人日本建築防災協会編集）により評点が7以下とされた住宅
 - ウ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票（令和6年1月30日付け国住市第40号国土交通省住宅局市街地建築課長通知別添）を活用して、倒壊の危険性があると市が判断した住宅
 - (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していない住宅又は耐震改修工事若しくは除却工事の施工に伴い建築基準法の違反が是正される住宅であること。
- （補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 補助対象住宅の所有者及び居住者
 - (2) 市税等を滞納していない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者
 - (4) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けて耐震改修工事を実施していない者
 - (5) 過去に国又は地方公共団体等から補助金等の交付を受けて、住宅の新築工事又は耐震改修工事を実施していない者
- （補助対象外工事）

第5条 補助対象住宅について行う耐震改修工事又は除却工事であって、次に掲げる工事である場合は補助金の交付の対象としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) 耐震改修工事以外の増築工事、リフォーム工事及び外構工事
- (3) 除却工事に併せて行う外構工事

(4) 国、県及び本市の他の制度に基づく補助金等の交付を受けた工事又は受ける予定の工事

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とし、補助金の額は、補助対象経費に100分の23を乗じて得た額又は100万4,000円のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）とする。

(1) 耐震改修工事 耐震改修工事に要する工事費、設計費及び工事監理費並びに耐震改修審査委員会審査手数料等

(2) 除却工事 除却工事に要する工事費、設計費及び工事監理費

(施工業者)

第7条 施工業者は、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。

2 施工業者は、適切かつ適法に工事を行わなければならない。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助対象者は、木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) マイナンバーカードの写しその他の申請者の本人確認ができる書類

(2) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(3) 補助対象住宅の所有者が申請者以外の場合は、工事同意書（様式第3号）

(4) 戸籍謄本その他の配偶者又は所有者の二親等内の親族であることを確認できる書類（申請者及び補助対象住宅の居住者が所有者以外である場合に限る。）

(5) 委任状（様式第4号）（代理申請の場合に限る。）

(6) 各種公的支給及び補助申請に関する申出書（様式第5号）

(7) 耐震診断結果報告書の写し、誰でもできるわが家の耐震診断又は旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

(8) 2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シートマニュアルに掲載されている2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シート（耐震改修工事の場合に限る。）

(9) 建物登記全部事項証明書の写し等の補助対象住宅の所有者及び建築竣工年を確認できる書類

(10) 市税に係る納税証明書

(11) 工事見積書（内訳明細の付いたものに限る。）

(12) 設計図書のうち案内図、配置図、平面図等工事概要がわかる図面

(13) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金を交付することを決定した場合にあっては、木造住宅耐震改修支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては、木造住宅耐震改修支援事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第10条 つがる市補助金等の交付に関する規則（平成17年つがる市規則第49号。以下「規則」という。）第7条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更を行う場合にあっては、木造住宅耐震改修支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）に変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出してその承認を受けること。ただし、前条に掲げる補助金交付決定通知書に掲げる金額を増額することはできないものとする。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合にあっては、木造住宅耐震改修支援事業変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出してその承認を受けること。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- （4） 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しておくこと。
- （5） 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- （6） 規則第14条本文の規定により市長の承認を受けずに財産を処分したことにより収入があった場合において、市長が定めるところにより、その収入の全部又は一部を納付すること。

（申請の取下げの期日）

第11条 規則第10条第3項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

（状況報告及び実地調査）

第12条 市長は、補助対象工事の適正を期すため、補助金の交付決定後、必要があると認めるときは、補助対象工事の進捗状況に関し、第8条の補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）、施工業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことがある。

2 規則第11条の規定による報告は、木造住宅耐震改修支援事業状況報告書（様式

第9号)を提出して行うものとする。

(実績報告)

第13条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、木造住宅耐震改修支援事業完了実績報告書(様式第10号)と次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工事代金領収書又は請求書の写し

(3) 工事に係る部分を部位ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影した工事写真

(4) 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを耐震技術者が証した書類(耐震改修工事の場合に限る。)

(5) 建築基準法第15条第1項に規定する建築物除却届の写し(除却工事の場合に限る。)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書等の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修支援事業補助金額確定通知書(様式第11号)により当該補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による実績報告について、必要があると認めるときは、補助対象者、施工業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

3 市長は、前項の規定による調査の結果、補助対象工事の実績が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう補助対象者に指示することがある。

(補助金の交付)

第15条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助金の請求は、第14条の通知を受けた後において、木造住宅耐震改修支援事業補助金請求書(様式第12号)を市長に提出して行うものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第17条 規則第14条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、補助事業等における残存物件の取扱いについて(昭和34年3月12日建設省発第74号建設事務次官通知)に準ずるものとする。

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

つがる市長

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書

年度実施するつがる市木造住宅耐震改修支援事業補助金の交付を受けたいので、つがる市木造住宅耐震改修支援事業要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

1 申請額

補助対象経費	円	補助金申請額	円
--------	---	--------	---

2 補助対象住宅 <添付>様式第3号：工事同意書（補助対象住宅の所有者のうち申請者以外のもの）

所有者 (丸で囲む) ※1	1 所有者が申請者のみ	所在地 (丸で囲む) ※1	1 申請者と同じ
	2 所有者が申請者以外にいる (氏名：)		2 []
居住(予定)者 (丸で囲む)	1 所有者	居住(予定)者 の氏名	
	2 所有者以外※2 (所有者との続柄：)		
構造・階数・ 延床面積	木造 建	m ²	建築 年月 昭和 年 月

※1 申請者と所有者又は申請者住所と住宅所在地が異なる場合は、2を丸で囲み氏名又は住所を記入してください。

※2 所有者の配偶者又は所有者の二親等内の親族であって、当該住宅に居住し、又は居住することを予定している者をいう。

3 設計者・施工業者・工事監理者

設計者	会社名 代表者		所在地	
	担当者		電 話 F A X	
施工業者	会社名 代表者		所在地	
	担当者		電 話 F A X	
工事 監理者	会社名 代表者		所在地	
	担当者		電 話 F A X	

(裏面あり)

(表面から)

4 耐震診断結果

業者名			実施年度	年度
耐震診断員名				
上部構造 評点	2階 X方向		2階 Y方向	
	1階 X方向		1階 Y方向	
誰でもできるわが家の耐震診断の結果(除却工事の場合に限る)			評点	点
旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票(除却工事の場合に限る)			倒壊の危険性がある・倒壊の危険性がない (いずれかを丸で囲む)	

5 工事費用の内容 (耐震改修工事・除却工事)

(いずれかを丸で囲んでください。)

区 分	金額(税込)
(A) 耐震改修工事費又は除却工事費	円
(B) 設計費及び工事監理費	円
(C) 耐震改修審査委員会審査手数料等 又は建築確認審査手数料等	円
(D) 補助対象外経費	円
工事費用 総計 (A)+(B)+(C)+(D)	円

6 補助対象経費及び補助金申請額

① 補助対象経費 {(A)+(B)+(C)}

① 円

② 補助金申請額 補助対象経費×23/100 又は 上限額 100万4千円 との低い額

① 円 × 23/100 ≒ ,000 円 又は 上限額との低い額 ② 円
(千円未満切捨て)

7 工事予定期間

工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
--------	---------------

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

つがる市長

申請者 住所
氏名

誓約書兼同意書

私は、つがる市木造住宅耐震改修支援事業補助金を申請するにあたり、つがる市補助金等の交付に関する規則（以下「規則」という。）及びつがる市木造住宅耐震改修支援事業要綱を遵守し、下記の事項を全て満たすことを誓約するとともに、この誓約内容について必要があるときは、市が調査することに同意します。

記

- 1 補助対象工事について、他の利害関係者との間にトラブル等が生じた場合は、自身の責任で解決をする。
- 2 規則第 14 条の規定により、補助対象工事完了後の住宅を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けし、又は担保に供さない。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）ではなく、同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない。

以上

様式第3号（第8条関係）

（申請者）
様

年 月 日

（所有者）住 所
氏 名
申請者との関係

工事同意書

私は、下記住宅の耐震改修工事又は除却工事を行うこと及びつがる市木造住宅耐震改修支援事業の補助金交付申請をすることに同意します。

記

住 宅 の 所 在	
所有者・持分等	
主 な 工 事 内 容	耐震改修 ・ 除却 (上記のいずれかを丸で囲んでください。)

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

つがる市長

（申請者）住 所
氏 名

委 任 状

私は、

（代理人の勤務先名）

（代理人の勤務先住所）

（代理人の氏名）

（代理人の電話番号）

を代理人と定め、下記に関する一切の権限を委任します。

記

委任事項

つがる市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請に関する一切の手続

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

つがる市長

（申請者）住 所
氏 名

各種公的支給及び補助申請に関する申出書

つがる市木造住宅耐震改修支援事業の補助金交付申請に当たり、各種公的支給及び補助の申請（予定）の有無について次のとおり申し出ます。

番号	公的支給や補助の区分	申請（予定）	
		有	無
1	介護保険法（住宅改修費）の支給	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	工事内容		
2	障害者自立支援法（住宅改修費）の給費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	工事内容		
3	その他、国等の補助金交付等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助名称		
	工事内容		
4	その他、つがる市等の補助金交付等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助名称		
	工事内容		

記入方法等

- （1）申請（予定）の有無について□のいずれかにチェック
- （2）「有」の場合は、工事内容欄等に内容を記載

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

木造住宅耐震改修支援事業補金交付決定通知書

つがる市長



年 月 日付で申請のあったつがる市木造住宅耐震改修支援事業補助金について交付することに決定したので、つがる市木造住宅耐震改修支援事業要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

交付決定金額	金 円
交付条件	<p>(1) 補助金の交付の対象となる事業の内容の変更する場合は、市長にその承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長にその承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</p> <p>(4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しておくこと。</p> <p>(5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。</p> <p>(6) つがる市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により市長の承認を受けないで、財産を処分したことにより収入があった場合は、市長が定めるところにより、その収入の全部又は一部を納付すること。</p>

様式第7号（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

木造住宅耐震改修支援事業補助金不交付決定通知書

つがる市長



年 月 日付で申請のあったつがる市木造住宅耐震改修支援事業補助金について、下記の理由により交付しないことを決定したので、つがる市木造住宅耐震改修支援事業要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

不交付理由	
-------	--

様式第 8 号（第10条関係）

年 月 日

つがる市長

補助対象者 住 所
氏 名

木造住宅耐震改修支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知を受けたつがる市木造住宅耐震改修支援事業について下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、つがる市木造住宅耐震改修支援事業要綱第 10 条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※木造住宅耐震改修支援事業補助金交付決定通知書（様式第 6 号）で交付決定を受けた金額を増額することはできません。

つがる市長

補助対象者 住 所
氏 名

木造住宅耐震改修支援事業状況報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知を受けたつがる市木造住宅耐震改修支援事業の状況について、つがる市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により報告します。

1 事業の進捗状況

事業項目	補助対象事業費 (A)	事業進捗状況		備 考
		出来高 (B)	進捗率 (B) / (A)	
合計				

2 事業変更の見込み

事業計画の変更	あり・なし
補助金額の変更	あり・なし

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

つがる市長

補助対象者 住 所
氏 名

木造住宅耐震改修支援事業完了実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知を受けたつがる市木造住宅耐震改修支援事業が完了したので、つがる市木造住宅耐震改修支援事業要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 つがる市木造住宅耐震改修支援事業
- 2 補助金の交付決定額 _____円
- 3 補助対象経費 _____円
(補助金の交付の対象となる費用)
- 4 工事期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 添付書類 (1) 工事請負契約書の写し
(2) 工事代金領収書又は請求書の写し
(3) 工事に係る部分を部位ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影した工事写真
(4) 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを耐震技術者が証した書類（耐震改修工事の場合に限る。）
(5) 建築基準法第15条第1項に規定する建築物除却届の写し（除却工事の場合に限る。）
(6) その他市長が必要と認める書類

以上

様式第11号（第14条関係）

第 年 月 日 号

様

つがる市長 印

木造住宅耐震改修支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあったつがる市木造住宅耐震改修支援事業補助金についてその交付額を確定したので、つがる市木造住宅耐震改修支援事業要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定額	円
2 交付確定額	円
3 財産処分の制限を受ける期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、年 月 日まで保管してください。
- 2 上記3に掲げる財産処分の制限を受ける期間において、補助金の交付を受けた物件状況に関して報告を求めることがあります。
- 3 年 月 日までに木造住宅耐震改修支援事業補助金請求書（様式第12号）を市長へ提出してください。

様式第12号（第16条関係）

年 月 日

つがる市長

補助対象者 住 所
氏 名

木造住宅耐震改修支援事業補助金請求書

年 月 日付 第 号をもって補助金交付額確定の通知を受けた
下記補助金について、つがる市木造住宅耐震改修支援事業要綱第 16 条の規定により、下記
のとおり請求します。

記

1 請 求 金 額	円		
2 補助金の名称	つがる市木造住宅耐震改修補助事業		
3 補助金の交付確定額	円		
4 振込口座	金融機関名		
	支店名	支店	
	口座番号等	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他	口座番号
	口座名義人	フリガナ 氏 名	